

平成 27 年度第 12 回教育研究評議会議事要録

日 時：平成 28 年 3 月 17 日（木）15:30～16:20

場 所：事務局第 1 会議室

出席者：山口学長、佐藤理事、齊藤理事、小見理事、吉澤理事、伊藤副学長、川又副学長、市橋人文社会科学研究科長、高木教養学部長、薄井経済学部長、細渕教育学部長、坂井理工学研究科長、鈴木理学部長、重原工学部長、柳澤評議員（人文社会科学研究科）、薄井評議員（教育学部）、堀尾評議員（理工学研究科）

欠席者：中林副学長、吉田副学長

◎ 前回議事要録の確認

議事に先立ち、高都総務課係員から、平成 27 年度第 11 回教育研究評議会議事要録の説明があり、了承された。

【報告事項】

1. 国立大学法人埼玉大学の学長選考について
佐藤総務課長から、配付資料 2 に基づき、国立大学法人法の改正（学長選考関係）等に伴う学内規則の改正等について説明があった。
2. 平成 27 年度教員活動評価実施報告書について
川又副学長から、配付資料 3 に基づき、教育・研究等評価室で取りまとめた平成 27 年度教員活動評価実施報告書について報告があった。

【審議事項】

1. 名誉教授の称号授与について
学長から、配付資料 4 に基づき、各部局から推薦のあった 14 名の候補者について、埼玉大学名誉教授称号授与規則第 4 条に基づき審議したい旨説明があった。
次いで、該当部局長から候補者の略歴等について紹介があった。その後、投票により、14 名の候補者全員に名誉教授の称号を授与することが了承された。
2. 国立大学法人埼玉大学学則等の一部改正について
齋藤理事及び小見理事から、配付資料 5 に基づき、以下の趣旨による学則及び関係規則等の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。
 - ・教育学部附属特別支援教育臨床研究センターの設置、教育学部養護教諭養成課程 3 年次編入学定員の改訂等に伴う、学則及び関係規則の一部について所要の改正。
3. 国立大学法人埼玉大学学長室規則の一部改正について
学長から、配付資料 6 に基づき、以下の趣旨による規則の一部改正について説明が

あり、審議の結果、了承された。

- ・学長室を強化・拡充することにより、学長のリーダーシップによる大学マネジメントを更に推進するための規則の一部改正。

4. 国立大学法人埼玉大学広報渉外室規則の一部改正について

学長から、配付資料 7 に基づき、以下の趣旨による規則の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

- ・昨年 10 月に学長直下に設置した広報渉外室を基幹として、本学の広報戦略の推進を図るための規則の一部改正。

5. 国際企画室及び留学交流支援室の業務の統合に伴う関係規程等の一部改正について

田辺国際室長から、配付資料 8 に基づき、以下の趣旨による規則等の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

- ・国際本部の下に置かれている留学交流支援室を発展的に解消し、国際企画室に業務を統合することに伴う関係規程等の一部改正。

6. 先端産業国際ラボラトリーの設置に伴う関係規程等の制定及び一部改正について

佐藤理事から、配付資料 9 に基づき、以下の趣旨による関係規定等の制定及び一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

- ・研究機構の下に新たに先端産業国際ラボラトリーを設置することに伴う関係規程等の制定及び一部改正。

7. 統合キャリアセンターSU の設置に伴う関係規程等の制定及び一部改正について

齋藤理事から、配付資料 10 に基づき、以下の趣旨による関係規定等の制定及び一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

- ・教育機構の下に新たに統合キャリアセンターSUを設置することに伴う関係規程の制定及び一部改正。

8. 国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則等の制定について

齋藤理事から、配付資料 11 に基づき、以下の趣旨による規則等の制定について説明があり、審議の結果、了承された。

- ・平成 28 年 4 月 1 日から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。）」において各国立大学法人に「国等職員対応要領」策定が義務付けられていることから、埼玉大学の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とした規則の制定。

9. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

伊藤副学長から、配付資料 12 に基づき、埼玉大学行動計画（案）の策定について説明があり、審議の結果、承認された。

10. 平成 28 年度計画（案）について

川又副学長から、配付資料 13 に基づき、平成 28 年度計画（案）について説明があった後、審議の結果、了承された。

<次回日程>

4 月 28 日（木）15:00～